

## 部・同好会規約

### 第1条 (趣 旨)

この規約は「茨城県立佐和高等学校生徒会会則」第12章51条の規定に基づき、部・同好会の目的及び運営等に関し必要な事項を定める。

### 第2条 (目 的)

部・同好会は、同好の生徒のグループ活動により、会員相互の友愛を深め、体育・文化活動を通じて、個性の伸長、健全な心身の育成及び自治協同の精神の醸成を図る。

### 第3条 (編 成)

- 1 部の設置は同校の生徒の希望に基づいて部活動運営委員会が審議し原案を作成して評議会に提出し承認を受ける。
- 2 評議会は、前期の原案を審議し、目的、場所、顧問等を考慮して決定する。
- 3 新しい部の設定決定時期は、年度始めとする。
- 4 部の成立は、原則として部員5名以上を必要とする。
- 5 同好会は最低5名以上とする。
- 6 同好会から部への昇格は、原則として1年以上の活動と公式団体戦の出場（運動部）、校内発表及び校外発表（文化部）の活動実績を必要とする。
- 7 部員もしくは会員の人数が減り、活動が停滞した場合は、部活動運営委員会において検討し、存続の取り消しについて生徒会長をとおして評議会に提出する。（補則 年度当初より部員がいなければ休部とし、休部状態が2年続いた場合は、次年度は廃部とする。同好会もこれに準ずる。）

### 第4条 (顧 問)

部・同好会は、1名以上の顧問をおき、その指導助言を受ける。

### 第5条 (役 員)

- 1 各部・同好会は、部長、副部長、書記、会計の役員を選出し、その任期は1年とする。ただし書記、会計は兼任してもよい。
- 2 部活動運営委員会は、部長、同好会代表をもって構成し、原則として每学期1回以上開く。
- 3 部活動運営委員会には、委員長、副委員長、書記各1名おく。その選挙方法は、「生徒会選挙規則」第4章17条の規定による。

### 第6条 (入 部)

- 1 会員はすべて各自の趣味と個性に応じ、いずれか一つの部に入部することができる。入部する場合は、入部届けを担任経由で部顧問あるいは、同好会顧問に提出する。

### 第7条 (退部命令)

部及び学校の名誉を損なった場合、顧問と担任で協議し退部を命ずる。

### 第8条 (会 計)

- 1 部の経費は、生徒会予算の中から配分された額をあてる。
- 2 部は予算案を作成し、顧問の承認を受ける。
- 3 予算執行は会計が顧問の承認を受けて、本部会計に所定の手続きをとる。
- 4 会計は決算報告書を作成し、本部会計、監査委員会に提出する。
- 5 同好会は、生徒会に予算の請求はできない。

## 第9条 (活 動)

- 1 部員同士の関係は、民主的、協力的でなければならない。
- 2 対外活動等を実施する場合は、所定の様式により、活動許可願を作成し、顧問を経由して、特別活動部に提出し、校長の許可を受ける。
- 3 校内における平日の活動は放課後とし、学校の定める部活動の下校時刻は16:50までとする。ただし顧問が付き添って指導にあたる場合はこの限りではない。  
(月)～(金) ( 4～11月) 19:00  
(12～3月) 18:00
- 4 定期考査実施1週間前から、考査終了前日まで、すべての部活動は中止とする。
- 5 部室を有する部は、別に定める「部室利用規定」による。
- 6 部・同好会が合宿を行う場合は、別に定める「合宿心得」による。

## 第10条 (帳 簿)

部・同好会は、次の帳簿を記録保管し、本部・評議会及び監査委員会の要求に応じて提出しなければならない。

- 1 部員名簿
- 2 備品台帳
- 3 活動記録簿
- 4 会計簿

## 第11条 (掲 示)

部・同好会の印刷物及び掲示物は生徒会顧問の承認を受ける。

平成15年一部改正。